

公 示

過疎地域における一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の輸送力
補完のための自家用自動車の有償運送の許可について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項及び第43条の適用される要件に該当する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項に基づく「過疎地域とみなされる区域」、同法第41条第1項、第2項及び第3項に基づく「過疎地域とみなされる区域」、同法第42条に基づく「過疎地域とみなされる区域」及び同法第44条第4項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。以下「過疎地域」という。）において、一般乗合旅客自動車運送事業者（区域運行を行う者に限る。以下同じ。）との雇用契約に基づき区域運行型の運送サービス（路線を定めず、利用者の需要に応じた乗合運送を行う形態をいう。以下「区域運行サービス」という。）を提供する者（以下「契約運転者」という。）が、その使用権原を有する自家用自動車を使用して行う有償運送に係る道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第3号の規定に基づく有償運送許可申請について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

令和6年1月15日

四国運輸局長 石原 典雄

記

1. 許可申請手続は、契約運転者と雇用契約関係にある一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「契約事業者」という。）から自家用自動車有償運送許可申請書を管轄の運輸支局長あてに提出させることにより代理申請させるものとする。なお、複数の申請を行う場合にあっても、契約事業者から一括代理申請させるものとする。

2. 自家用自動車有償運送許可申請書には、次の書類を添付させるものとする。

(1) 契約事業者に添付させるもの

- ① 自家用自動車有償運送許可申請者名簿
- ② 契約事業者において定める自動車の運行管理の体制及び運行管理の指揮命令系統を記載した書面
- ③ 契約事業者において定める事故防止についての教育及び指導体制等を記載した書面
- ④ 契約事業者において定める事故時の処理及び責任体制等を記載した書面
- ⑤ 契約事業者において定める車両についての整備管理体制等を記載した書面
- ⑥ 契約事業者において定める利用者からの苦情処理に関する体制等を記載した書面
- ⑦ 契約事業者において定める事故等に対応する損害賠償能力の内容を記載した書面
- ⑧ 契約事業者において運行管理者を選任する場合には、運行管理者資格者証(写)
- ⑨ 道路交通法に規定する第2種運転免許を保有していない場合には、道路運送法施行規則(昭和26年省令第75号。以下「施行規則」という。)第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習の修了を証した書面(写)又は修了する具体的な計画を記載した書面(施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む。)
- ⑩ 契約事業者と契約運転者との間で定める雇用契約書(写)

(2) 契約運転者に添付させるもの

- ① 法第7条各号の規定に該当しないことを示す書面(宣誓書)
- ② 運転免許停止処分を受けていないこと等を示す書面(宣誓書)

3. 許可基準

上記1. の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合にあっては、公共の福祉を確保するためにやむを得ないものと認めて許可するものとする。

(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく「協議会」(以下「協議会」という。)又は施行規則に基づく地域公共交通会議(以下「地域公共交通会議」という。)において、契約事業者により必要な旅客輸送の確保が困難な区域が過疎地域内に存在する旨の協議が調っていること。

(2) (1)において協議が調った区域において、自家用自動車有償運送による区域

運行サービスを行うものであること。

(3) 契約事業者の責任において、当該有償運送を行う自家用自動車（乗車定員4人以上10人以下の車両に限る。以下「有償運送車両」という。）について、次に掲げる輸送の安全の確保に係る措置が適切に行われているものであること。

- ① 運行管理を行う体制が整備されていること。
- ② 運行管理の指揮命令系統が明確であること。
- ③ 乗車定員10人以下の一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車及び有償運送車両の合計数が5両以上の運行を管理する営業所ごとに、当該合計数を40で除して得た数（1未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の有資格の運行管理者が選任されていること。
- ④ 事故防止についての教育及び指導体制が整備されていること。
- ⑤ 事故時の処理、連絡体制及び責任体制が整備されていること。
- ⑥ 整備管理の体制が整備されていること。

(4) 有償運送車両の数は、契約事業者が契約運転者を運行管理する営業所における一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行を行うものに限る。）の用に供する事業用自動車の車両数を超えないものであること。

(5) 有償運送車両について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又は加入する具体的な計画があること。

(6) 契約運転者は、以下のいずれかの基準により、十分な能力及び経験を有していると認められること。

- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する第2種運転免許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。
- ② 道路交通法に規定する第1種運転免許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けておらず、さらに、施行規則第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習を修了し、又は修了する具体的な計画があること（施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む。）。

(7) 運賃及び料金が以下のいずれかの方法により設定されていること。

- ① 契約事業者が法第9条第6項に基づき運賃及び料金を届け出る方法
- ② 協議会又は地域公共交通会議における協議により運賃及び料金を調える方法

(8) 有償運送車両には、（別記）による表示を行うこと。

(9) 有償運送車両内には、利用者から收受する運賃及び料金を掲示すること。

4. 許可に付す条件

許可に当たっては、以下の条件を付すものとする。

- (1) 許可に基づく有償運送は、契約事業者の指示により行われるものであること。
- (2) 契約事業者の名称及び有償運送車両の自動車登録番号又は車両番号について利用者に見やすいように車内に表示すること。
- (3) 許可に基づく有償運送に係る区域は、3. (1) で協議が調った区域に限られること。
- (4) 契約事業者と契約運転者の雇用契約が無効になった場合には、当該許可書を返納すること。
- (5) 契約運転者が次に該当することとなった場合は、契約事業者は運輸支局長に対して契約運転者に代わり遅滞なく届出を行うこと。
 - ① 氏名又は住所を変更したとき。
 - ② 使用車両を変更したとき。
 - ③ 自家用自動車有償運送を廃止したとき。
- (6) (1) から (5) の条件に違反した事実が判明した場合には、許可を取り消すことがあること。

5. 許可に付す期限等

許可に当たっては、5年間の期限を付すものとする。ただし、以下の(1)～(4)に該当することとなった場合の当該期限等については、それぞれに定めるところによるものとする。

- (1) 契約事業者が法第38条第1項の規定に基づきその事業の休止又は廃止の届出を行った場合
当該事由が発生した日
- (2) 契約事業者が法第40条の規定に基づきその事業の許可の取消処分を受けた場合
当該事由が発生した日
- (3) 契約事業者が法第7条に基づく欠格事由が生じた場合
当該事由が発生した日
- (4) 契約事業者が法第40条の規定に基づき事業の停止処分を受けた場合
当該処分期間中は、当該処分を受けた営業所において運行を管理する自家用自動車に係る許可を無効とし、当該処分期間は、許可の期限に含まれるものとする。

6. 許可の取扱いにおける留意点

- (1) 許可に基づく有償運送に係る運送契約は、あくまでも利用者と契約事業者と

- の間で締結することから、運送責任は契約事業者が負うものであること。
- (2) 許可に基づく有償運送に係る対価については、利用者と契約事業者と間の運送契約に基づき支払いが行われるものであること。

附 則（令和6年1月15日付け四運自公第54号）

1. 本公示は、令和6年1月15日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

(別記)

有償運送車両の表示事項及び方法は次のとおりとする。

1. 「有償運送車両」又は「78条許可車両」の文字
2. 1. の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、有償運送車両の側面両側外部に見やすいように表示する。